

役員等報酬規定

社会福祉法人 育成会

社会福祉法人育成会

役員等報酬規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人育成会の役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、法人の理事、監事、評議員、をいう。
- (2) 常勤者とはこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤者とは常勤者以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬その他職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、宿泊費等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等には別表により報酬等及び費用を支給することができる。

- 2 常勤者、非常勤者（理事長を除く）で施設職員を兼務する者には、報酬及び費用を支給しない。

(報酬額)

第4条 役員等の報酬額等に対して、各年度の総額が以下の範囲を超えないように支給する。

	各年度の総額
理事	1 4 0 万円
監事	2 0 万円
評議員	8 0 万円

(報酬等の支払方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号の時期に本人の同意を得て本人が指定する本人名義の金融機関口座に振込むものとする。

(1) 月額報酬については、毎月15日を締切日として毎月25日に支給するものとする。支払日が金融機関の休業日にあたる場合は、休業日前日に支給するものとする。

(2) 日額報酬については、15日を締切日として25日に支給するものとする。支払日が金融機関の休業日にあたる場合は、休業日前日に支給するものとする。

(報酬等の控除)

第6条 役員等に支払われる報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用の支払い)

第7条 役員等がその職務の執行にあたって支払われる交通費、宿泊費、その他の費用については、別表によりその請求のあった日から遅滞なく支給するものとする。

(退職金の支給)

第8条 理事長が退任した時は、別表2により算定をした退職金を支給することができる。

(公表)

第9条 この法人は、この規定もって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行なう。

(補足)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会・評議員会の決議を経て、別に定めることとする。

(旧規程の廃止)

平成21年12月1日より実施の評議員の報酬に関する規定は、これを廃止する。

平成9年4月1日より実施の役員の報酬に関する規定は、これを廃止する。

附則

この規定は平成30年4月1日から施行する。

附則

この規定は令和2年12月1日から施行する。

別表「役員等の報酬」

(1) 理事長（常勤者、非常勤者）

(月額)

名 称	報酬額
理事会等出席、理事会議長を含む 理事長業務報酬	40,000円

(2) 理事（常勤者、非常勤者）

(日額)

名 称	報酬額
理事会等会議出席、理事会議長報酬	20,000円
理事会等会議出席報酬	10,000円
理事業務報酬	10,000円

(3) 監事（非常勤者）

(日額)

名 称	報酬額
理事会等会議出席報酬	10,000円
監事監査等監事業務報酬	10,000円

(4) 評議員（非常勤者）

(日額)

名 称	報酬額
評議員会等会議出席、評議員会議長報酬	20,000円
評議員会等会議出席報酬	10,000円
評議員会業務報酬	10,000円

別表「役員等の費用の支払い」（常勤者、非常勤者）

(日額)

交通費	宿泊費	その他
実 費	15,000円	実 費

別表 2 「退職金の支給」

理事長（常勤者、非常勤者）

区分	退職金算定方法
理事長	400,000円×理事長在任年数

※在任期間を算定するときに1年に満たない期間は切り捨てとする。